

### 第3節 土砂災害防止計画

第1項	土砂災害防止対策の推進	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課
第2項	山地災害対策	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 農林水産課	<input type="checkbox"/> 都市政策課

#### 【基本方針】

本市は、その大部分が京都平野と呼ばれる低平地に位置し、市の北西は古期岩類よりなる塔ヶ峰(標高 396m)を始めとする山塊が連なり、一方、市の南西端には、御所ヶ岳や馬ヶ岳といった古期岩類や花崗岩類等からなる丘陵地が東西方向に延びている。

こういった地形・地質的な要因と、生活の変化に伴う開発行為等の社会条件による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。これらの危険箇所では、土砂災害により民家や公共施設に甚大な被害をしばしばもたらすことがあり、想定される災害としては要注意の災害である。

そのため、これまでも砂防えん堤・治山谷止工や溪流保全工等の整備、擁壁や法面工の整備といった砂防・治山・急傾斜地崩壊対策事業等が県により逐次進められてきた。しかし、山麓部での宅地開発の進行や、農林業従事者数の減少等による山林の荒廃のため、土砂災害発生危険性の減少は必ずしも減少しているとは言い難いのが実情である。

したがって、今後も本市で発生が予想される危険性のより高い「急傾斜地の崩壊」、「土石流災害」、また地すべりを含む「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、市は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な対策事業の推進を関係機関に要請する。ただし、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。

また、住民におかれた環境を知らせるため、市内の災害危険箇所の周知や防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。さらには、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、その他公共施設等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難体制の充実を図るものとする。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号、以下「土砂災害防止法」という。)」に基づく土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定区域内に、高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合等においては、当該施設管理者による円滑で迅速な警戒避難行動が行われるように、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第1項 土砂災害防止対策の推進

### 【現 況】

平成13年4月に「土砂災害防止法」が施行され、県は「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施、及び関係市町村長の意見の聴取を行い、平成25年度時点で土砂災害(急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り)のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定が完了したところである。

また、平成22年11月には新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震等の大規模広域災害の教訓を取り入れ、大規模な土砂災害が急迫している状況においては市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害が想定される区域・時期に関する情報を提供することができるように法改正がなされている(平成23年施行)。

この法律では、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった土砂災害から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うことが定められている。

なお、土砂災害対策を目的とする法律には、土砂災害防止法のほか、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「砂防法」及び「地すべり等防止法」、がある。これら3法は、災害の原因となる土砂の発生源としての溪流や斜面に着目し、当該区域の行為制限を行い、必要な施設整備を行うためのハード対策が中心の法律となっている。

これに対し、「土砂災害防止法」は、土砂災害のおそれのある区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策が中心の法律となっている。

本市では、平成25年度時点で把握されている土砂災害警戒区域等の指定が完了しており、土砂災害警戒区域が106箇所、土砂災害特別警戒区域が103箇所指定されている。その自然現象の種類の内訳は以下のとおりである。

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	88	86
土石流	18	17
地滑り	0	0
合計	106	103

(平成25年度時点)

## 【計画目標】

### 1. 未指定及び新規の土砂災害のおそれのある区域の実態把握

- 1) 急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれのある未指定の区域の有無について実体を把握するとともに、地形改変等に伴って、あらたに土砂災害のおそれのある区域が生じていないか、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- 2) 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。

### 2. 警戒避難体制等の整備

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定に係る必要事項の周知

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定された場合は、警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講ずるものとする。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項その他、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をホームページへの掲載や印刷物（ハザードマップ等）の配布により住民への周知を図る。

#### (2) 避難に係る警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう、簡易雨量計・警報装置等の整備や、県が設置している雨量観測所の補助的管理の実施について検討する。

#### (3) 土砂災害警戒区域等の防災パトロール

警察署等と連携して、急傾斜地の崩壊や土石流による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。

#### (4) 情報の収集及び伝達体制の整備

##### 1) 情報の収集

日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊や土石流発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

##### 2) 情報の伝達

土砂災害発生に関する気象警報・予報等、情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険箇所における簡易雨量計等の観測者や、防災パトロール実施者による夜間等の緊急伝達方法についても十分に配慮しておく。

#### (5) 避難体制の整備

土砂災害に対応した避難所の指定と整備を行う。具体的には、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、その他公共施設等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難体制の充実を図る。

なお、避難路・避難所の整備等については本編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準じる。

### 3. 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊や土石流が発生しやすい地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、建築基準法、都市計画法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

### 4. 行為の制限等の周知

法指定区域内においては、土砂災害を誘発するような行為の実施にあたっては、県知事の許可が必要となるため、その内容等について住民に周知を図る。

#### (1) 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害防止法第9条に基づき、住宅宅地分譲や避難行動要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準を満たしたものに限り許可される。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地における行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第7条ならびに「砂防法」第4条に基づき、土地の形状を変更したり、崩壊の助長もしくは誘発の原因となる行為が制限される。

### 5. 建築物の構造規制の指導

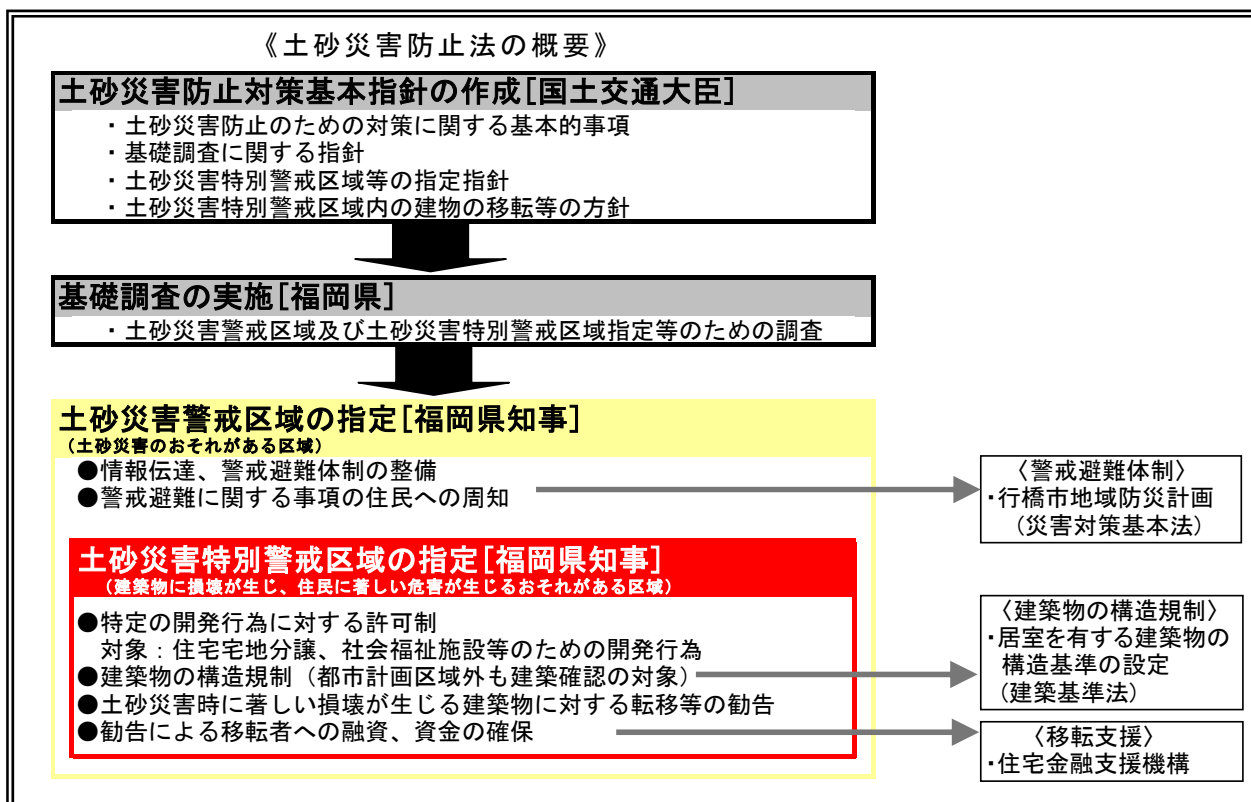
土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているものになっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受ける。

### 6. 建築物の移転勧告及び支援に関する周知

建築基準法第39条に基づく災害危険区域や、土砂災害特別警戒区域に存する建築物については、県により移転が勧告されるとともに、「住宅・建築物安全ストック形成事業」による補助や、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けることができるため、その内容について住民に周知を図る。

### 7. 防止対策工事の推進

土砂災害のおそれのある区域内に避難行動要支援者関連施設が存在するなど、緊急度の高い箇所等について、急傾斜地崩壊防止工事や砂防工事の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。



## 第2項 山地災害対策

### 【現 況】

本市には、県により公表された山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区(民有林)が 24 箇所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が 17 箇所、沓尾地区において地すべり危険地区が 1 箇所、計 42 箇所の危険地区が存在する。これらは市西部及び南部の山地、さらには東部の周防灘に面した丘陵性山地部に集中しているが、前項でまとめた急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流と重複しているものも多い。

### 【計画目標】

#### 1. 山地災害危険地区の周知

地域防災計画に山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区などの山地災害危険地区を掲載し、災害危険箇所とあわせて地域住民への周知を図る。

#### 2. 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

#### 3. 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に、市と関係機関による危険箇所のパトロールや施設の点検等を行い、

災害を未然に防止するため、適切な対策を講ずるものとする。

#### 4. 治山事業の実施

山地の荒廃進行あるいは集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所については、山地災害の実態や対策の緊急性、必要性等を踏まえ、治山事業の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。